

Q. 赤道・青道について聞く

A. 赤道は認定外道路、
青道は認定外公共物又は普通河川



柴田 勝明 議員

道・青道が私有地内にある場合、その土地を個人が取得することが可能か。取得することが出来れば、どのような手続が必要か。平成10年頃に臨空公園を作る時、公園敷地内に赤道・青道があったと聞いたが、あの時点では赤道・青道の土地面積が提示され、土地開発公社に買い上げて頂いたような記憶がある。その辺の説明を

問う。

A 赤道は道路法の適用を受けない認定外道路、青道は河川法の適用を受けない法定外公共物又は普通河川として、国有財産として管理されていた。

しかし、平成11年の地方分権一括法により、平成14年度までに国から豊山町に無償贈与を受けた。この土地は登記簿のない無番地のため、面積は把握できない状態で豊山町が管理をしている。

この赤道・青道を個人で取得できないかについては、取得を希望される赤道・青道を町が用途廃止しても問題なしと判断ができ、さらに隣接する地権者の同意が得られる場合にのみ、可能と考えられる。

この場合、赤道・青道の面積確定や豊山町名義への保存登記を、事前に行なう必要がある。



町内に今も残る狭い赤道

Q 今、各町内において古い建物が取り壊され、新しい建物へと作り替えられている。その時に境界とか土地面積の確認のため、測量がなされているが、豊山町には測量の基準となる基点があるか。測量の時、敷地公図の中に赤道・青道が提示されているが、この土地は地番も面積も示されていない。どのように処置されているのか。又この赤

Q. 窓口封筒の再利用化は

A. 再利用は第4次総合計画の中で
早期に実施予定



尾野 康雄 議員



再利用が待たれる町封筒

Q 町役場の窓口で使用されている封筒は、再生紙の使用表記もなく、郵便番号の記入欄はあるが、中央に「お待たせしました 確かめてお帰り下さい。」と大きく印刷されていて、他には再利用できないなど、創意工夫もない。

他の市では、「私信用に利用可能」との表記があり、一般の封筒と同様に再利用できる。また、注意の呼びかけ項目や、メール配信サービス情報を提供するためのメールアドレスの表記もあり、いつでも住民の視線にはいるように心掛けられている。また、封筒自体を広告主の協賛による寄贈でまかない、経費の節約になっている。封筒の印刷項目も利用者目線での工夫が感じられる。

町においては作成の変更予定はないのか。

第4次総合計画基本構想では「安定した行財政基盤の構築」を分野別まちづくり目標の一つとしている。こうした中、現在、作成を進めている基本計画では、「安定した行財政基盤」の実現に向け、「財産の有効活用」を基本施策の

一つとして準備を進めている。

この基本施策の立案に当たっては、施設の維持管理方法の見直しや施設の利活用向上に向けた取組、町有財産の有効活用等を、その具体的な事業としてプランニングしている。

窓口封筒の広告掲載についても、町有財産の広告媒体としての活用といった観点から実施計画に反映する準備を進めており、第4次総合計画期間内の早い段階において、実施する予定である。

